

1 生徒指導規程

第1章 生徒心得

この心得は、高校生として有意義な学校生活を送るために必要な基本的事項を掲げたものである。

[登校・下校・欠席・遅刻・早退]

第1条 登校は、定められた時刻（通常は、8時30分）までに、教室へ入ること。

第2条 下校は、遅くとも19時までとすること。

第3条 欠席する場合は、保護者を通じて担任へ連絡すること。

第4条 遅刻した場合は、職員室で「入室許可書」を記入し、学年団の先生から押印してもらい教科担任またはHR担任へ提出すること。

第5条 登校後に早退する場合は、早退・外出許可証にその理由を明記し、担任から署名または押印をもらうこと。

第6条 欠席・遅刻・早退が事前にわかる場合は、保護者が欠席連絡フォームに記入するか、必要に応じて担任に電話連絡すること。

[校内規律]

第7条 校内での文書配布、ポスター等の掲示は、事前に生徒会担当の先生に届け出て、許可を受けること。

第8条 校舎及び校内の施設・設備は、大切に使用すること。万一、破損した場合は、速やかに申し出ること。

[校外生活]

第9条 身分証明書は、必ず携行すること。

第10条 22時までに、帰宅すること。

第11条 外泊する場合は、必ず保護者の許可を得ること。

第12条 アルバイトについては、別に定める。

第13条 自転車通学については、別に定める。

第14条 校内外の生活における禁止事項は以下のとおり定める。

- (1) 学習に必要なもの以外の物の持ち込み。
- (2) 携帯電話・スマートフォンにかかわるマナー違反。メールやSNS等において他人を誹謗・中傷することや、個人情報が出ることのないよう十分留意すること。
- (3) 生徒間での金銭の貸借や物品の売買。
- (4) 生徒間での寄付・カンパ行為。
- (5) 法律で禁止されている行為。
飲酒・喫煙・違法薬物の使用・窃盗・暴行等
- (6) 18歳未満、高校生の立ち入り禁止を表示する場所への出入り。
パチンコ（パチスロ）店・競輪場・競馬場・スナック・バー等
- (7) 原動機付き自転車・自動二輪車の免許取得及び運転。
- (8) 無許可による自動車免許取得及び運転。
- (9) 携帯電話等を使って無許可で動画・画像等を撮影すること、また撮影した動画・画像等を、相手の同意を得ずにインターネット上に投稿すること、肖像権等を侵害する行為を行うこと。

第2章 服装に関する規程

服装は、本校制定の制服を着用し、質素、清潔で高校生としての品位を保つようにする。本校の制服は、次のように定める。

[男子制服]

第15条 男子制服は、上衣・ワイシャツ・ポロシャツ・ネクタイ・ズボンを基本とする。

- 2 上衣・ズボン・ポロシャツ・ネクタイ・ベストは、学校指定のものとする
- 3 ワイシャツは、白のボタンダウンタイプのものとする。
- 4 夏季は、学校指定ポロシャツもしくはワイシャツを着用する。

[女子制服]

第16条 女子制服は、上衣・ブラウス・スカートまたはスラックスを基本とする。

- 2 上衣・ブラウス・スカート・スラックス・ベストは、学校指定のものとする。
- 3 夏季は、学校指定のセーラー型制服の着用を可とする。また、この期間は、上衣を着用しなくてもよい。

[制服の着用]

第17条 次の場合は、制服とする。

- (1) 学期間における登校日（3年生の家庭学習期間を含む）
- (2) その他、学校が指定する場合
- 2 夏季の具体的な期間については、状況によりその都度定める。
- 3 次に示す特別活動における服装は、次のとおりとする。
 - (1) 私服の着用を認める。
 - ア 遠足
 - イ 部活動（休業日）
 - (2) 私服の着用を認める場合もある。
 - ア 宿泊研修
 - イ 見学旅行
- 4 その他
 - (1) 制服は、自分に適合したサイズのものを着用し、改造することを禁止する。
 - (2) 男子生徒は、指定長袖シャツの予備用として、白のボタンダウンタイプのワイシャツの着用を認める。
 - (3) 男女共、学校指定ベストの着用は自由とする。
 - (4) 10月～4月までの期間は、防寒用として上衣の下に本校指定以外のセーター、カーディガンを着用してもよい。ただし指定以外のものを着用する場合の色は「黒」「紺」「グレー」とする。
 - (5) 夏季において学校指定ジャージを着用しての登下校及び授業等への出席を認めることがある。着用を認める場合は天候等の状況を総合的に判断し、その都度期間を別途定める。

[その他]

第18条 ソックスは、男女共華美でないものとする。

- 2 ソックス・ストッキング・タイツ類は、黒、紺色のものとする。但し、ルーズソックスなどの異形のものや、アンクルソックスなどの短いものは禁止する。
- 3 入学式と卒業式及び学校が指定した儀式的行事においては、女子生徒は黒色のストッキング類またはタイツを着用するものとする。

第19条 上靴は、本校指定のものを使用すること。

第20条 パーマ・染髪・化粧・マニキュア・カラーコンタクト・アクセサリー類は、禁止する。

[付 則]

- 1 この規程は、昭和 58 年 4 月 01 日から施行する
- 2 平成 11 年 4 月 01 日 一部改正
- 3 平成 13 年 3 月 31 日 一部改正 平成 13 年 4 月 01 日より適用
- 4 平成 26 年 3 月 31 日 一部改正 平成 26 年 4 月 01 日より適用
- 5 令和 5 年 3 月 31 日 一部改正 令和 5 年 4 月 01 日より適用
- 6 令和 8 年 3 月 31 日 一部改正 令和 8 年 4 月 01 日より適用

第 3 章 自転車通学心得

第 2 1 条 自転車通学をする生徒は、常に交通法規を守り、事故に十分留意して運転しなければならない。

- (1) 自転車通学希望者は、所定の様式の「自転車通学届」を提出すること。
- (2) 使用する自転車には、本校指定のステッカーを貼ること。
- (3) 自転車通学期間は、状況によりその都度提示する。
- (4) 登校の際は、駐輪場に自転車を置き、必ず施錠すること。(2重施錠が望ましい)
- (5) 事故が発生した場合は、速やかに最寄りの交番、担任へ届け出ること。
- (6) 交通法規を遵守し、安全走行をすること。
- (7) 盗難時のことを考え、自転車購入時には、極力防犯登録と、車体番号の登録をすること。
- (8) 自転車の整備点検は、各自定期的に行うようにすること。
- (9) 万が一に備え、自転車保険に加入することを義務づける。

第 4 章 普通自動車運転免許の取得手続き

第 2 2 条 普通自動車運転免許を取得しようとする者は、学校に所定の様式の「許可願」を提出し、「許可証」を受けること。

- (1) 自動車学校、自動車教習所への入学申し込みは、10 月 1 日以降とする。
- (2) 自動車学校、自動車教習所への通学は、後期以降とする。
- (3) 免許取得許可条件
 - ア本校の第 3 学年の生徒であること。
 - イ学習成績が不振でない者。(仮評定「1」を 1 つも有していないこと。)
 - ウ欠席が著しく多くない者。(登校日数及びすべての授業への出席率が 80%以上を満たしていること。ただし、特別な事情等がある場合は別途審議する。)
 - エ在学中に支払わなければいけない授業料・諸納金等が未納な場合は入校不可とする。
- (4) 後期中間考査及び学年末考査 1 週間前から終了前日までの期間は、自動車学校、自動車教習所への通学を許可しない。
- (5) 自動車学校、自動車教習所への入学日、卒業予定日は、担任へ連絡すること。
- (6) 教習等が全て終了した時点で交付される卒業証明書は、卒業式まで自動車学校預かりとなる。尚、証明書は卒業式後に配布され、その後最終の学科試験受験となる。

第5章 アルバイトについて

[アルバイト許可願の提出]

第23条 本校では、アルバイトは、許可制とする。アルバイトをする場合は、以下のきまりをきちんと守ること。

- (1) アルバイトを希望する者は、保護者の責任の下で、事前に「アルバイト許可願」に必要事項を記入（保護者が記載）し、担任へ届け出ること。
- (2) 年度をまたいでアルバイトをする場合は、年度初めの4月に「アルバイト許可願」を再提出すること。
- (3) 次の条件を満たしている場合は、「許可願」を受理する。
 - ア危険性のないもの
 - イ風紀上問題のないもの（酒類の提供等）
 - ウ就業時間に問題のないもの（午後9時まで）
 - エその他、学業に支障をきたさないもの
- (4) 以下の条件に該当した時には速やかにアルバイトを中止すること。そして、次回の考査までアルバイトはできないものとする。
 - ア各考査において素点が30点未満の科目が4科目以上となった時。
 - イ各成績会議において、授業出席率が80%を下回るものが4科目以上となった時。ただし、特別欠席や出席停止期間などやむを得ない場合を除く。
- (5) 無断でのアルバイトの就業および上記(1)～(4)までの規定違反については、生徒指導部長より厳重注意を行う。場合によっては保護者同席のうえで指導を行うものとする。

[就業心得]

第24条 定期考査1週間前から考査終了時までには、考査へ向けた勉学に励み、アルバイトはできないものとする。

- (1) アルバイトをやめた場合は、速やかに担任へ申し出ること。

2 生徒会会則

第1章 総 則

第1条 この会は、北海道七飯高等学校生徒会とする。

第2条 この会は、学校の指導・助言のもとに全員相互の友愛と信頼に基づく自主的な協力活動によって、学校生活の充実・改善・向上を図るとともに、各自の個性や社会人としての資質の向上並びに自活的能力を養うことを目的とする。

第3条 この会は、北海道七飯高等学校の全生徒をもって構成する。

第4条 会員は、自らの学校生活の充実・改善・向上を目指して、積極的にこの会のすべての活動及び決定に参加する権利及びすべての決定に従う義務を有する。

第2章 組 織

第5条 この会は、前章第2条の目的達成のため、次の機関を置く。

- (1) 生徒総会
- (2) 評議員会
- (3) 執行委員会
- (4) 委員会
- (5) 監査委員会
- (6) 選挙管理委員会
- (7) 外 局

第3章 役 員

第6条 この会には、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 2名
- (3) 書 記 長 1名
- (4) 書 記 3名程度
- (5) 会計主任 1名
- (6) 会 計 3名程度

第7条 役員を選出は、生徒会選挙規程で別にこれを定める。

第8条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代行する。
- (3) 書記長は、生徒会の事務を処理し、議事・記録を作成管理する。
- (4) 書記は、書記長を補佐し、一般庶務を担当する。
- (5) 会計主任は、生徒会費にかかわる会計事務全般を担当し、この会の収入・支出を記録し、会計監査の監査を経て総会で決算報告をする。
- (6) 会計は、会計主任を補佐する。

第9条 役員任期は、10月から9月までの1年間とし、9月に改選をする。

第4章 生徒総会

第10条 生徒総会は、この会の最高決議機関である。

第11条 生徒総会は、年度始め（5月）に開催する。ただし評議員会が必要と認めたとき、並びに会員の3分の2以上の請求があったときにはこれを開くことができる。

第12条 生徒総会は、全会員の3分の2以上の出席により成立し、その過半数の議決によって議事を決する。総会は、議長1名、副議長1名、書記2名の議長団をもって運営に当たる。役員は、議長団になることはできない。

2 議長は、評議員会が会員の中から選出し、議長は副議長と書記を指名して、評議員会の承認を得なければならない。

3 書記は、議事録を作成し、議長及び会長が署名しなければならない。

第5章 評議員会

第13条 この委員会は、総会につぐ議決機関で、各 HR の委員長と副委員長の2名をもって構成する。

第14条 この委員は、HR で審議された議題について HR の意向を代表し、評議員会における審議・議決内容については HR に報告しなければならない。

第15条 この会は評議員の3分の2以上の出席により成立し、その過半数の議決により、議事を決する。

第6章 委員会

第16条 生徒会は、会員の自治的活動の推進を図るために次の委員会を置く。

- (1) 生活委員会
- (2) 保健委員会
- (3) 体育委員会
- (4) 文化委員会
- (5) 図書委員会

第17条 各委員会の任期は半期ごととし、前期・後期の始めに各 HR から選出された2名の委員をもって構成する。ただし、生活委員・保健委員・体育委員は男女各1名とする。

2 各委員会の委員長及び副委員長は委員会の互選による。

第7章 監査委員会

第18条 この委員会は、生徒会の会計監査を主たる活動とし、その他本会全般にわたる監査を行う。

第19条 この委員会の任期は半期ごととし、前期・後期の初めに各 HR から選出された2名の委員をもって構成する。

第20条 会計監査は、生徒会会計の作成した決算書を審査し、生徒会に報告する。

第8章 選挙管理委員会

第21条 選挙管理委員会の任期は前期とし、前期の初めに各 HR から選出された2名の委員をもって構成する。

第22条 この委員会の任務は、選挙規程による。

第9章 外 局

第23条 この会に次の外局を置く。

- (1) 放送局
- (2) 吹奏楽局
- (3) ボランティア局

第24条 外局は生徒相互の親睦を図り、会員の教養を高め文化の向上に努めることを目的とする。

第25条 外局は会員中の同好者らによって組織される。

第10章 H R

第26条 HRは、生徒会の組織並びに活動の基本単位であり、各機関へ提出する事項及び各機関から提示された事項を討議するほか、各機関で決定されたことを実施する。

第27条 HRに次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 書記 2名
- (4) 会計 男女各1名

第28条 HR 役員の任期は半期ごととし、前期・後期の初めに選出する。

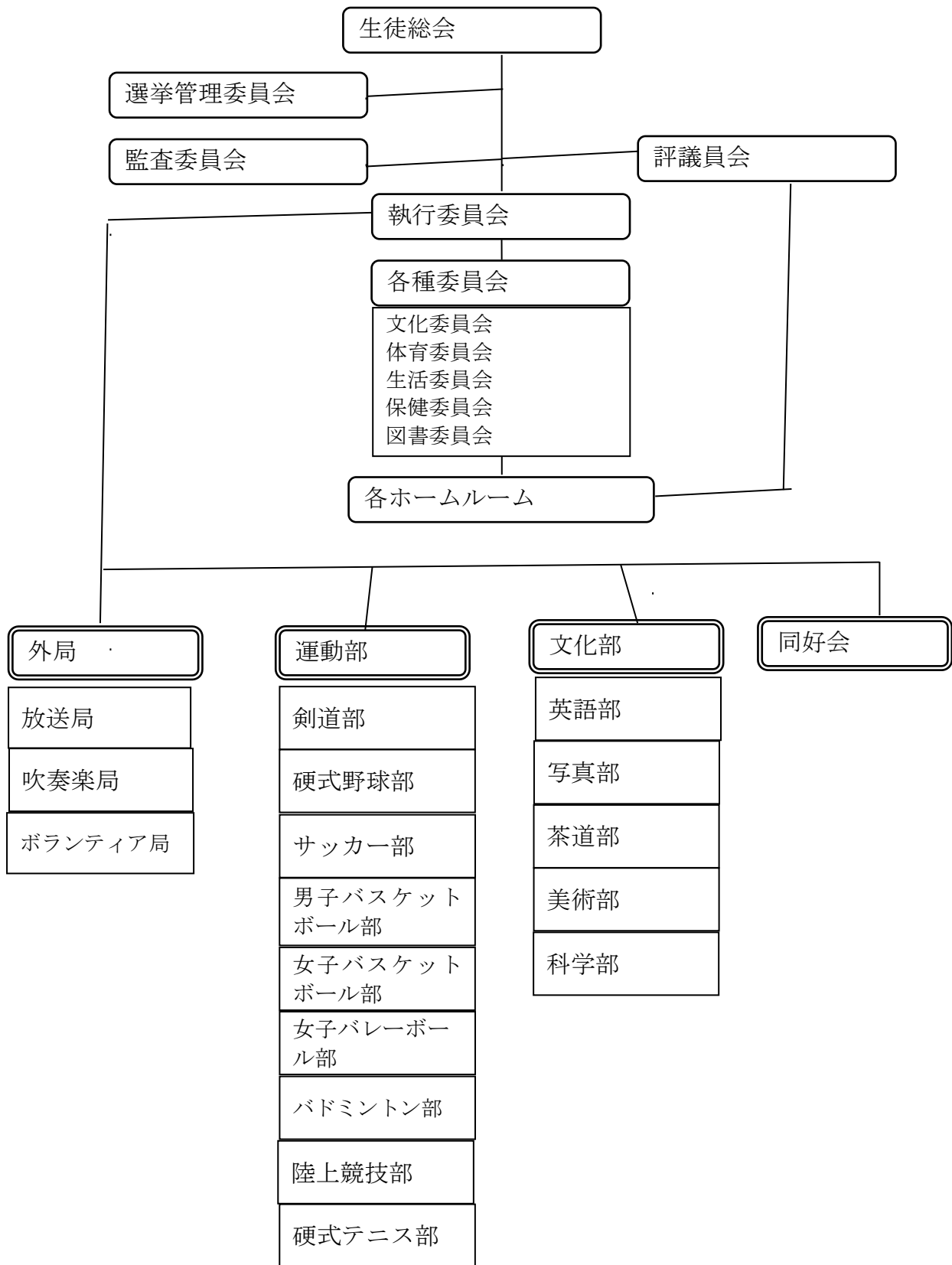
第11章 改 正

第29条 生徒会会則の改正は、評議員会において3分の2以上の議決により可決され更に生徒総会において過半数の賛成を必要とする。

[付 則]

- 1 この会則は昭和58年4月9日から施行する。
- 2 平成10年5月07日 一部改正
- 3 平成11年5月07日 一部改正
- 4 平成12年3月31日 一部改正
- 5 平成13年5月11日 一部改正
- 6 平成18年5月11日 一部改正
- 7 平成26年3月31日 一部改正 平成26年4月1日より適用
- 8 平成27年3月31日 一部改正 平成27年4月1日より適用
- 9 令和5年3月31日 一部改正 令和5年4月1日より適用
- 10 令和8年3月31日 一部改正 令和8年4月01日より適用

生徒会組織図



3 生徒会選挙規程

第1章 総 則

第1条 本規程は、北海道七飯高等学校生徒会選挙規程と称する。

第2条 本規程は、生徒会会則第8章に基づき生徒会役員を選出する制度を確立し、公正に選出することを目的とする。

第2章 選挙管理委員会

第3条 選挙管理委員会（以下「委員会」と略す）は次の業務を行う。

- (1) 告示・立会演説会・投票・開票・当選決定にかかわる必要事項
- (2) その他・選挙管理事務

第4条 委員会には互選により委員長・副委員長各1名を置く。

第3章 選挙権・被選挙権

第5条 選挙権は、全会員がこれを有する。

- 2 被選挙権は、選挙管理委員をのぞく全会員がこれを有する。

第4章 立候補と選挙運動

第6条 立候補の受付期間は、告示日から7日以内とする。

第7条 立候補締切日までに立候補者が不在の役職については、受付期間を更に7日間延長する。

第8条 選出すべき役職は次のとおりとする。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 2名
- (3) 書 記 長 1名
- (4) 会計主任 1名

第9条 立候補者は、下記の事項を立候補届出書に記入し、委員会に提出する。

- (1) 立候補役職名
- (2) 学年・組・氏名
- (3) 責任者学年・学級・氏名

第10条 選挙運動は、立会演説会・ポスター・その他委員会で認めた方法で行う。

第11条 投票方法は、選挙の都度委員会が決める。

第12条 選挙運動の禁止行為を次のように定める。

- (1) 選挙管理委員による選挙運動
- (2) 他の立候補者の名誉を侵害する言動
- (3) 校外における選挙運動
- (4) 指定箇所以外にポスターを提示すること
- (5) その他、委員会で不当と認めた行為

第5章 投 票

第13条 投票用紙は、委員会が作成したものをを用いる。

第14条 対立候補のないときは、信任投票を行う。

第15条 投票は告示に従い、選挙管理委員立会いのもと行う。

第6章 開 票

第16条 開票は即日開票とし、候補の責任者立会いのもとで委員会が行う。

第17条 次の投票は無効とする。

- (1) 正規の用紙でないもの。
- (2) 指示された方法によらないもの。
- (3) その他、委員会が無効と認めたもの。

第7章 当 選

第18条 開票の結果が次の者を当選とする。

- (1) 有効投票数の過半数の支持、または信任を受けた者。
- (2) 有効投票数の過半数の支持のない場合には、上位2名による決選投票を行い、上位の得票を得た者。

第8章 任 命

第19条 当選した会長・副会長・書記長・会計主任は、学校長が任命する。また、書記・会計の役職は、会長が委嘱し、学校長が任命する。

第9章 改 正

第20条 本規程の改正は、評議員会の議決を必要とする。

[付 則]

- 1 この規程は、昭和58年4月9日から施行する。
- 2 平成13年3月31日一部改正
- 3 平成26年3月31日一部改正
- 4 令和8年3月31日一部改正

4 部・同好会規程

第1章 部の新設

第1条 部の新設に当たっては、次の条件をみたし、かつ評議員会の議決を得て学校がこれを承認したとき、認めるものとする。

- (1) 同好会として1年以上の活動実績を有すること。
- (2) 運動系においては、その競技に要するエントリー人数、文化系では5名以上の会員を有していること。

第2条 部新設の申請をしようとするものは、部新設申請書に記入の上、執行部に提出しなければならない。

第2章 同好会の新設

第3条 同好会は次の条件をみたし、かつ評議員会の議決を得て学校がこれを承認したとき、認めるものとする。

- (1) 会員が運動系においては、その競技に要するエントリー人数、文化系では5名以上おり、顧問を引き受ける教師がいること。
- (2) 活動できる場所があること。
- (3) 存続性が見込まれること。
- (4) 活動の目的が会員相互の親和と向上を目指すものであること。
- (5) 評議員会の議決前に上記(1)～(4)までを職員会議において審議し、新設に向けた承認を得なければならない。

第4条 同好会新設の申請をしようとするものは、同好会新設申請書に記入の上、執行部に提出しなければならない。

第5条 同好会はその年度限りのものとする。したがって、引き続き活動しようとする場合は3月末日までに再申請をしなければならない。なお予算配当はしない。

第3章 休・廃部（会）

第6条 執行部は次の場合、評議員の議決を受け、学校がこれを承諾したとき、当該の部（会）に対して休部（会）または廃部（会）を命ずることができる。

- (1) 日常活動が極めて低調である場合。
- (2) 部（会）員が極めて減少した場合。
- (3) 活動内容に重大な問題がある場合。

第7条 各部・局の活動が次の状態になった時、休部・廃部とする。

- (1) 部員がいなくなった場合、新年度当初に行う入部届の締め切り日においても部員がない時は休部とする。また、入部届の締め切り日までに入部希望者がいる場合は、休部を解除する。
- (2) 休部となり1年が経過し新年度当初の入部届の締め切り日に新入部員がいなくば廃部とする。

第5章 対外出場規程

[地区大会等出場規程運用方針]

第11条 この規程は本校に在学する生徒が特別活動の充実発展を希求し、対外出場の円滑化を図ることを目的とする。

第12条 出場を認める大会等は次のとおりである。

- (1) 高体連・高野連・高文連及び加盟団体等が主催、共催する大会
- (2) 国民スポーツ大会
- (3) その他、校長が適当と認める行事や大会等
- (4) 高体連・高野連・高文連・加盟団体等から出場・参加の推薦又は依頼・指名を受けた大会

第13条 出場は次のすべての条件を満たす者とする。

- (1) 日常生活が代表としてふさわしい者
- (2) 大会の出場規程に適合する者
- (3) 保護者が承諾した者
- (4) 医師により出場が適切であると診断されている者

2 ただし、次の事項が発生した場合、後の大会に限り出場はみとめられない。

- (1) 春季大会をのぞき、HR出席日数が出場日において80%に満たない者
- (2) 前期期末において評価1の科目が3つ以上の者
- (3) 中間考査など上記(2)に該当しない場合であっても、HR担任、教科担任、顧問等の指導過程で出場が不相当であると判断される者

第14条 各部・局の出場人数は制限を設けず、顧問から提出される大会出場願で確認をとる。

第15条 大会出場のための日数は次のとおりである。

- (1) 地区大会は開催式当日から競技終了までとする。但し、開催地が江差、松前、せたな、森、八雲、長万部等で、交通機関の都合や生徒の健康管理上やむを得ない場合は前日泊を認めることもある。

第16条 出場にかかわる経費は生徒会費より次のとおり支給される。

- (1) 参加料の支給は一つの部について、年間に4回の大会までとする。
- (2) 交通費の支給は実費支給とする。但し、生徒一人年間1回までとし、部・局を掛け持ちした場合も2回目の請求はできないものとする。ここでいう交通費の支給とは開催地が江差、松前、せたな、森、八雲、長万部、南茅部地区、恵山地区などの渡島・檜山管内をいう。函館市内及び北斗市、七飯町を除く。その際の支給人数は、大会要項、大会規約等に定める参加人数とする。それ以外は認めない。
- (3) 宿泊を認められた場合の支給は次のとおりとする。
ア 宿泊費は、大会本部斡旋により実費を支給する。但し、支給限度額一泊7,000円とし、生徒一人年間1回までとする。

イ 交通費は、実費支給する。但し、JRを利用する場合は、学割・団体割引の普通運賃を実費支給する。生徒一人年間1回までとする。

第17条 出場のための手続は次のとおりである。

- (1) 保護者より大会出場の承諾を入部届で一括確認する。
- (2) 顧問は出場名簿を一括してHR担任、指導部を経て校長の承認を得る。

第18条 この規程の改廃は職員会議の議決を必要とする。

[全道・全国大会出場規程運用方針]

第19条 規程第12条(1)～(4)に該当するもので次のとおりである。

- (1) 全道大会への参加は函館地区参加規程により出場権を得た者。
- (2) 全国大会への参加は全道大会参加規程により出場権を得た者。
- (3) 出場辞退等による繰上げ出場は、遠征審議委員会で検討の上、認めることもある。

第20条 特に制限回数はないものとする。

第21条 出場手続は下記書類を整えて遠征審議委員会に提出し、学校長の許可を受ける。

- (1) 大会要項
- (2) 大会出場願

第22条 運動部は開会式の前日に到着するように出発し、開催日に大会地を出発して帰函するものとして日数を計算する。但し、監督主将会議が開会式の前日にある場合は、必要に応じて遠征審議委員会で協議する。

2 文化部・外局は大会・行事の開催日に到着するように出発し、開催日に大会地を出発して帰函するものとして日数を計算する。

3 前項1・2は、出場権を失った場合は、その当日までを遠征の限度とする。ただし、交通機関の都合や生徒の健康管理上やむを得ない場合は現地での宿泊を認めることもある。

4 開催地が函館・七飯・北斗の場合は宿泊を認めない。但し、大会日程などによりやむを得ない場合は、遠征審議委員会で協議の上認めることもある。

[出場経費]

第23条 出場にかかわる経費は文化体育振興会会則に基づき支給される。

第24条 引率教師は帰校後、1週間以内に別紙様式により、対外競技等引率実施報告書を作成し学校長に提出する。

第25条 各部局に属さない生徒の出場については正規の大会参加の要請があり、下記全項に該当し、遠征審議委員会で認められた場合は特別欠席として参加することができる。ただし、旅費等の補助は行わないものとする。

- (1) 主催や目的、内容が教育上好ましい条件にあると認められる場合。
- (2) 責任ある引率者があり妥当と認められる場合。
- (3) 参加資格、能力を備え、学業及び生活態度が適当と認められる場合。
- (4) 保護者の承諾を得た場合。

[付 則]

- | | | | |
|---|------------------|------|---------------------|
| 1 | 平成 26 年 3 月 31 日 | 一部改正 | 平成 26 年 4 月 1 日より適用 |
| 2 | 平成 27 年 3 月 31 日 | 一部改正 | 平成 27 年 4 月 1 日より適用 |
| 3 | 令和 2 年 3 月 31 日 | 一部改正 | 令和 2 年 4 月 1 日より適用 |
| 4 | 令和 5 年 3 月 31 日 | 一部改正 | 令和 5 年 4 月 1 日より適用 |
| 5 | 令和 7 年 3 月 31 日 | 一部改正 | 令和 7 年 4 月 1 日より適用 |
| 6 | 令和 8 年 3 月 31 日 | 一部改正 | 令和 8 年 4 月 01 日より適用 |

部活動についての申合せ事項

- 1 学校での部活動は、次により実施する。
 - (1) 月曜日から金曜日
 - ア 練習は18時30分までに終了し、19時には下校する。
 - イ 早朝練習は7時00分より認める。
 - (2) 長期休業中及び土・日・祝日の活動
 - ア 活動時間は8時から17時までとする。
 - イ 指導顧問の了承のもとに、計画に基づいて活動する場合に認める。
 - ウ 部員の動向を確認し、活動終了後直ちに下校させ、最終確認を行う。
 - エ 活動後の始末、清掃は責任をもって行う。
 - オ 休業中の実施要領は別に定めるものによること。
 - (3) 練習試合・合同練習を行う場合
 - ア このために授業を欠くことは認めない。
 - イ 練習試合・合同練習の範囲は渡島管内を基本とし、区域外からの招待試合等については遠征審議委員会で別に協議する。
 - ウ 別紙様式により事前に承認を得、職員に周知させる。
 - (4) 合宿を行う場合
 - ア 年間2回以内であること。また、1回につき5泊6日以内であること。
 - イ 別紙様式により事前に計画書、許可願等を添付の上、校長の承認を得る。
 - (5) 入・退部に係る事項
 - ア 別紙様式により、保護者の同意・了承を確認する。
 - (6) 大会出場に係る保護者の承諾書
 - ア 入部届により、確認する
 - (7) 考査前の活動停止
 - ア 考査1週間前より終了日前日までの活動は中止する。ただし、大会日程等により、練習を継続するときは、事前に特別練習許可願により了解を得ること。
 - (8) 活動場所の配分
 - ア ローテーションをくみながら必要により配分する。
 - (9) その他
 - 部活・外局・同好会の掛け持ちは認める。但し、各顧問の了承が必要となる。

[付 則]

令和 8年3月31日 一部改正 令和 8年4月01日より適用